

国際博覧会推進本部事務局の設置に関する規則

令和2年9月14日
内閣総理大臣決定
令和3年6月24日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、国際博覧会推進本部に係る事務を処理するため、国際博覧会推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 3 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年9月16日から実施する。
- 2 国際博覧会推進本部設立準備室の設置に関する規則(令和2年7月17日内閣総理大臣決定)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から実施する。